四万十市　住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1. 目的

・住宅の耐震化を推進するために、住宅所有者の方に耐震化に対する理解を更に深めてもらう。

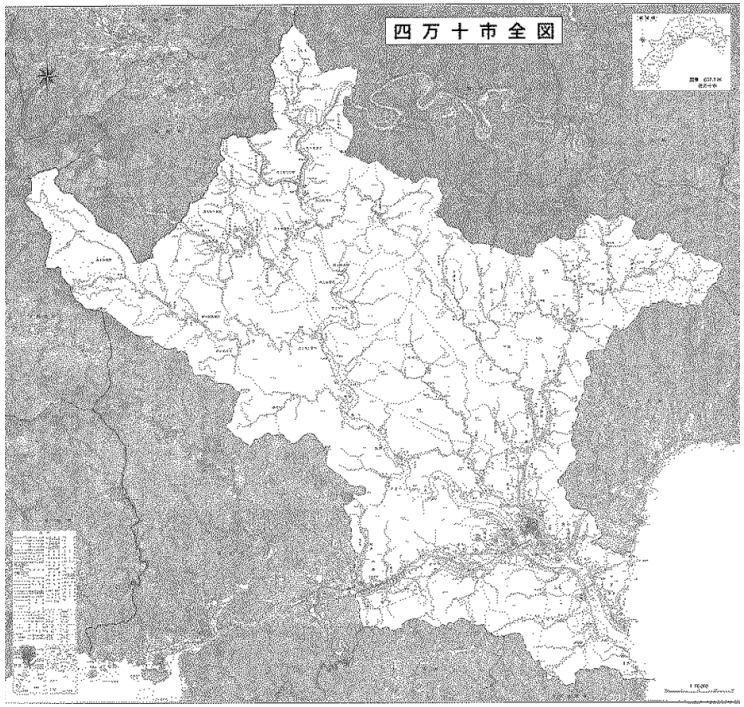
・重点的に耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、戸別訪問を含む、住宅所有者への積極的な普及啓発を行う。

2. 重点区域の設定

重点区域は、住宅耐震化の状況から下記の区域とする。

重点区域　：　四万十市の全域

〇対象住宅
・昭和56年5月以前に建築された住宅



3. 期間

本プログラムの取組期間は下記のとおりとする。

取組期間　：　平成30年度　～　令和10年度　（11年間）

	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
AP作成												
戸別訪問												

4. 取組内容

（1）戸別訪問の実施

戸別訪問は下記のとおり行う。
①リーフレット等を用いた住宅耐震化やブロック塀対策、家具転倒防止対策に関する補助制度等の情報提供
②住宅耐震診断、家具転倒防止対策について申請書の取りまとめ
③その他防災に関する相談

（2）診断を受けた住宅所有者に対する啓発

・診断済みの住宅所有者に対し相談会を実施

（3）事業者育成・事業者情報の提供

①事業者育成講習会の実施　　②登録事業者一覧の掲載

（4）その他の普及啓発活動

戸別訪問と併せて、下記啓発活動も引き続き実施していく。
①住宅耐震啓発パンフレットの配布
②地区ごとによる相談会や、市役所等にて耐震診断士による個別相談会の実施
③広報誌、回覧板による周知

5. 関係団体との連携

戸別訪問及びその他の普及啓発活動において、県、高知県住宅・建築物耐震改修支援機関及び建築関係団体等と連携して活動に取り組む。

6. 実績の公表

・当該年度毎に訪問戸数・診断実績・改修実績の件数を取りまとめ当該年度末までに県に報告する。
・実績は、県が取りまとめ、県のHPにて公表する。